

佐賀県保健福祉事務所管理規則及び佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第84号

佐賀県保健福祉事務所管理規則及び佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

(佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部改正)

第1条 佐賀県保健福祉事務所管理規則(平成18年佐賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務) 第3条 略 2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略 (15) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)の施行に関すること。 (16)～(21) 略 3～5 略	(分掌事務) 第3条 略 2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略 (15) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)の施行に関すること。 (16)～(21) 略 3～5 略

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第2条 佐賀県行政組織規則(平成16年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(健康福祉本部各課の分掌事務) 第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課 略 母子保健福祉課 (1)～(4) 略 (5) <u>母子寡婦福祉資金</u> に関すること。	(健康福祉本部各課の分掌事務) 第8条 健康福祉本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 地域福祉課 略 母子保健福祉課 (1)～(4) 略 (5) <u>母子父子寡婦福祉資金</u> に関すること。

改正前	改正後
(6)・(7) 略 長寿社会課～生活衛生課 略	(6)・(7) 略 長寿社会課～生活衛生課 略

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。